

環境・農水常任委員会
平成 28 年(2016 年)3 月 8 日
農政水産部耕地課

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

平成 27 年度から事業が開始される大中の湖地区国営土地改良事業について、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 90 条第 2 項の規定に基づく国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）に係る負担金の徴収等のため、滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成 19 年滋賀県条例第 44 号）の一部を改正しようとするもの。

2 改正の概要（新旧対照表参照）

- (1) 負担金等を徴収する国営事業に、大中の湖地区国営土地改良事業を加える。（別表関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県国営土地改良事業負担金等徴収条例新旧対照表

旧	新										
第1条～第6条 省略 付 則 省略 別表（第2条、第3条関係）	第1条～第6条 省略 付 則 省略 別表（第2条、第3条関係）										
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="161 427 616 478">日野川地区国営土地改良事業</td> <td data-bbox="616 427 1086 478">100分の31</td> </tr> <tr> <td data-bbox="161 478 616 579">湖東平野地区国営土地改良事業</td> <td data-bbox="616 478 1086 579">100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）</td> </tr> </table>	日野川地区国営土地改良事業	100分の31	湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 427 1624 478">日野川地区国営土地改良事業</td> <td data-bbox="1624 427 2103 478">100分の31</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 478 1624 579">湖東平野地区国営土地改良事業</td> <td data-bbox="1624 478 2103 579">100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 579 1624 678">大中の湖地区国営土地改良事業</td> <td data-bbox="1624 579 2103 678">100分の31（知事が定める工事にあつては、0）</td> </tr> </table>	日野川地区国営土地改良事業	100分の31	湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）	大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、0）
日野川地区国営土地改良事業	100分の31										
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）										
日野川地区国営土地改良事業	100分の31										
湖東平野地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、15分の1）										
大中の湖地区国営土地改良事業	100分の31（知事が定める工事にあつては、0）										

大中の湖地区国営土地改良事業の概要

1. 目 的：国営事業で造成した土地改良施設の老朽化が進行しているため、施設の保全更新対策を実施し、持続的な農業経営に資する。
2. 事業名：国営施設応急対策事業（耐震対策一体型）
3. 受益面積：930ha
4. 事業費：48億円
5. 事業内容：
 - ①耐震対策（約40億円）
 - ・排水機場の統合更新（3棟→1棟）
 - ・洪水用ポンプの統合更新（ $\phi 1200 \times 6$ 台→ $\phi 1650 \times 3$ 台）
 - ・常時用ポンプの補修・移設（ $\phi 800 \times 2$ 台）
 - ②老朽化対策（約8億円）
 - ・幹線排水路の改修（老朽化が進行している区間を更新）
6. 関係市町：近江八幡市、東近江市
7. 土地改良区：琵琶湖干拓大中の湖土地改良区
8. 事業工期：平成27年度～平成31年度（5年間）

